【報文】

化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その 1）

-「ナショナル・プロファイル」に基づく管理能力強化の緊急性 -

Study on Strategies for Capacity Building of Integrated Chemicals Management (1)
- Urgent Needs for strengthening National Capacity based on "National Profile" -

星川欣孝・増田　優
お茶の水女子大学　ライフワールド・ウオッチセンター
Yoshitaka HOSHIKAWA, Masaru MASUDA
Life-World Watch Center, Ochanomizu University

要旨：IFCS 各省庁連絡会議は、2003 年 10 月に「化学物質の管理に関するナショナル・プロファイル」と題する報告書を公表した。この報告書の本来の目的は、日本の化学物質管理の現状を分析し適正化のための課題を抽出することである。しかし、発表された報告書には現状分析に関する記述は含まれていない。そこで、「ナショナル・プロファイル」に係わる国際的な取決めや、UNITAR/IOMC の各種手引書、各国の対応の状況などを調べて、「ナショナル・プロファイル」による現状分析とそれに基づく改善行動計画の策定が日本にとって緊急性の高い課題であること、および著者らが提唱してきた化学物質総合管理の能力強化が化学物質管理の国際的な適正化の目標と合致することを明らかにした。
キーワード：ナショナル・プロファイル、アジェンダ 21、UNITAR／IOMC 手引書、化学物質総合管理、化学物質規制体系

Abstract: Japanese government has announced "National Profile" concerning present state of Japanese chemicals management in October 2003. There have been, however, no indications of any strategies for strengthening national capacity. We point out urgent needs for remaking "National Profile" adapted more to UNITAR/IOMC Guidance Documents and whereby strengthening national capacity, especially integrating various practices of hazard evaluation and related communication systems, such as categorization & labeling, SDS, and new chemicals notification systems.

We present here the state of international commitments related to National Profile under Agenda 21, the concept of Integrated Chemicals Management and our idea on reformation of Japanese regulatory system.
Keywords: National Profile, Agenda 21, UNITAR/IOMC Guidance Documents, Integrated Chemicals Management, Chemicals regulatory systems

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

1. はじめに

各国の化学物質管理能力の強化は、地球規模の化学物質管理の適正化に不可欠である。そのため、1992 年 6 月の UNCED(国連環境開発会議)において採択された「アジェンダ 21：持続可能な開発のための人類の行動計画」の第 19 章（有害化学物質の環境上適正な管理）は、その方策として「ナショナル・プロファイル（National Profile）」の策定を各国に要請した。

著者らは、前報において日本の化学物質管理能力を強化するためには、現行の法律体系を抜本的に組みなおす枠組みの変革が必要であることを指摘し、今後、化学生物総合管理学会の化学物質総合管理法制研究会（以下、法制研究会という。）においてその具体的方策を検討することとした（星川他, 2005a）。本報では、化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その 1）として、前報でも指摘した「ナショナル・プロファイル」による取組みの重要性についてさらに考察する。

IFCS 各省庁連絡会議は、IFCS (Intergovernmental Forum on Chemical Safety) のフォーラム IV に先立つ 2003 年 10 月に「化学物質の管理に関するナショナル・プロファイル」と題する報告書を公表した(IFCS 各省庁連絡会議, 2003)。この「ナショナル・プロファイル」は、UNITAR(United Nations Institute for Training and Research)が策定した手引書を参考にして、IFCS 各省庁連絡会議のメンバーである厚生労働省、農林水産省、経済産業省および環境省の４省に係わる化学物質管理の事実事項を記載したものとされている。

しかし、「ナショナル・プロファイル」は、アジェンダ 21 の第 19 章に掲げられた重要課題である。そこで著者らは、アジェンダ 21 の採択以降におけるこの課題に係わる国際的取決めを追跡し、UNITAR の手引書によって「ナショナル・プロファイル」に記載すべき事項や活用のあり方を調査した。そして、IFCS 各省庁連絡会議が作成した「ナショナル・プロファイル」の内容や今後の活用のあり方について考察した。

2.「ナショナル・プロファイル」に係わるアジェンダ 21 以降の国際的取決め

「ナショナル・プロファイル」に係わる国際的取決めは、1992 年 6 月の UNCED におけるアジェンダ 21 の採択によって始まった。それ以降の主な国際的取決めは表１のとおりであり、その理念は、2006 年 2 月に合意された SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management) に引き継がれている。

表１　ナショナル・プロファイルに係わる主な国際的取決め等

年月	国際的取決め等
1992 年 06 月	UNCED において「リオ宣言」および「アジェンダ 21」を採択
1994 年 04 月	IFCS フォーラム I において「優先行動計画」を採択
2000 年 10 月	IFCS フォーラム III において「バイア宣言」および「2000 年以降の優先行動計画」を採択
2002 年 09 月	WSSD の「実施計画」において 2005 年までに「SAICM」の策定を設定
2003 年 11 月	IFCS フォーラム IV および SAICM 第 1 回準備委員会(PrepCom1)を開催

(1) UNCED および IFCS フォーラム I

アジェンダ 21・第 19 章は、「持続可能な発展と人類の生活水準の向上のためには化学物質の

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

環境上適正な管理の達成が不可欠である」との共通認識の下、今後国内的および国際的に取り組むべき数多くの課題を 6 つのプログラム領域に整理して掲げた。その中で「ナショナル・プロファイル」に関する取決めは、プログラム領域 E（国レベルの化学物質管理能力の強化）に掲げられている。プログラム領域 E では、適正な化学物質管理が備えるべき基本事項を明示し、「法律およびその施行と運用のための規定を含めた環境上適正な化学物質管理体系が、2000 年までに可能な限り全ての国に設けられること」を目標として設定した。

そして、1994 年 4 月に開催された IFCS フォーラム I では、アジェンダ 21・第 19 章に掲げられた課題の優先度を討議し、42 の課題を選定して「優先行動計画」を策定した。「優先行動計画」には、「ナショナル・プロファイル」に関して次の 2 つの目標が掲げられた。

[ナショナル・プロファイルに関する IFCS フォーラム I の目標]

E-2：化学物質管理の能力と体制の現状およびその改善に必要な特定事項を記述した「ナショナル・プロファイル」を遅くても 1997 年までに策定すること。

E-4：化学物質安全に携わる国内の全ての利害関係者が協議(liaison)する仕組みを 1997 年までに大部分の国が設置すること。

（2）IFCS フォーラム III および WSSD

2000 年 10 月に開催された IFCS フォーラム III は、アジェンダ 21・第 19 章に係わる各国および各国際機関の取組みに関して極めて重要な会議であった。この会議では、1994 年 4 月に「優先行動計画」に掲げた重点課題の成果や進捗状況の精査が行われた。そして、今後の取組みに関する優先課題と達成時期を設定する「2000 年以降優先行動計画」をまとめ、特に重要な課題については達成時期別に「バイア宣言」に明示した。「バイア宣言」には、「ナショナル・プロファイル」に関して次の目標が掲げられている。そしてこの取決めは、2002 年 9 月に開催された WSSD(World Summit on Sustainable Development)において承認され、世界的に化学物質適正管理を達成する目標期限が 2020 年と設定された。

[ナショナル・プロファイルに関する IFCS フォーラム III の目標]

2002 年までに：多くの国が、全ての利害関係者の参画により「ナショナル・プロファイル」を作成し、国内の調整を確実に行い、さらに、IFCS フォーカルポイントを指定すること。

2005 年までに：多くの国が、化学物質管理を改善するため、達成時期を定める国家政策を策定すること。

（3）各国の「ナショナル・プロファイル」の作成状況

IFCS は、フォーラム IV におけるアジェンダ 21 の進捗状況の説明において、2003 年半ば時点での各国の「ナショナル・プロファイル」の作成状況、およびそれに基づく国家政策や行動計画の策定状況の調査結果を報告した。また、開発途上国の「ナショナル・プロファイル」の作成を支援してきた UNITAR は、その時点で 71 カ国が「ナショナル・プロファイル」を作成し、27 カ国が作成中であることを報告した(IFCS, 2003)。

現在、UNITAR のウェブサイトに掲載されている各国の作成状況から欧米およびアジアの主な国の公開状況を示すと表２のとおりである(UNITAR Website)。表２に示した殆どの国は、遅いケースでも 2,000 年頃までに公開していたのに対し、日本だけが 2004 年 2 月の公開となっている。しかも、「全ての利害関係者の参画によりナショナル・プロファイルを作成し、国内の調整を確実に行うこと」となっているにも拘わらず、国内で「ナショナル・プロファイル」の作成が社会的に話題となったという記憶はない。

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

表２　欧米およびアジアの主な国の「ナショナル･プロファイル」公開状況

国名	公開日		備考
	冊子	電子ファイル	
カナダ	1995.11	—	ミニファイルを作成
フランス	1998.10	2001.10	
ドイツ	2000	2000.06	
スウェーデン	2000.04	2000.09	
イギリス			他の開示活動を推進中
アメリカ	1997.01	1998.12	
オーストラリア	1998.12	1998.12	
中国	1999.12	2000.09	ドイツが支援
インドネシア	1997.04	公開日不明	オーストラリアと EC が支援
日本	2004.02	2004.02	
韓国	1998.04	—	
マレーシア	作成中		
タイ	1998.08（更新）	1999.12	オランダが支援
ヴェトナム	1997.05		オーストラリアが支援

3. 手引書の整備と「ナショナル・プロファイル」に記載すべき事項

（1）UNITAR による手引書の整備

「ナショナル・プロファイル」の作成およびそれに基づく改善行動計画の策定に係わる手引書は、UNITAR が IOMC（Inter-Organization Programme for the Sound Management of Chemicals）の協力を得て策定してきた。これまでに策定された主な手引書を示すと表３のとおりである。

表３　「ナショナル・プロファイル」の作成等に係わる UNITAR/IOMC 手引書

分野	手引書等
ナショナル・プロファイル作成	・Preparing a National Profile to Assess the National Infrastructure for Management of Chemicals: A Guidance Document (1996) ・Preparing/Updating a National Profile as Part of a Stockholm Convention National Implementation Plan, Companion Guidance Note – Working Draft (2003)
行動計画作成	・Guidance on Action Plan Development for Sound Chemicals Management, Draft Guidance Document (2005)
国家プログラムの統合	・Developing and Sustaining an Integrated National Programme for Sound Chemicals Management, Guidance Document (2004) ・Searching for Synergies: Linking Waste Management to an Integrated National Programme for Sound Chemicals Management, Guidance Note (2004)
省庁間調整	・Interministerial Coordination for Sound Chemicals Management, Guidance Note – Working Draft (2001)

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

最初に策定された手引書は、1996 年の「化学物質管理の国家基盤を査定するためのナショナル・プロファイルの作成」の手引書である。この手引書によれば、アジェンダ 21・第 19 章のプログラム領域 E に係る取組みとして「ナショナル・プロファイル」の目的は、化学物質管理の国レベルの管理能力および体制の現状を査定し、改善すべき課題を特定することである。また、「ナショナル・プロファイル」の活用とは、「ナショナル・プロファイル」の現状分析によって特定された課題について、より適正な化学物質管理を実現するために国レベルの改善計画を策定し行動することである。

また UNITAR の手引書は、「ナショナル・プロファイル」による現状分析と行動計画の策定に際して目標とすべき化学物質の適正管理を次のように記述している（UNITAR/IOMC, 2004）。

[化学物質適正管理に関する UNITAR 手引書の定義]

「化学物質と廃棄物の管理において、限られた資源を最も効率的に活用する方法は、これらの管理の複数セクターにまたがる性質および各省庁とその他利害関係者の関心の多様性のため、良く調整され（coordinated）、かつ、統合された（integrated）管理アプローチである。この調整され統合された管理アプローチは、アジェンダ 21 の第 19 章および第 20 章の全体を通じて、IFCS および最近では WSSD が要請している。」

つまり、世界がアジェンダ 21 により取り組んでいる化学物質管理の適正化とは、「よく調整され統合された管理アプローチ」を採用するか、あるいは、これへと転換することであり、著者らが主張する化学物質総合管理（Integrated Chemicals Management）の視点からの現行法制の枠組みの変革と同一である（星川他, 2005a）。

(2)「ナショナル・プロファイル」に記載すべき事項

「ナショナル・プロファイル」の作成に関する UNITAR/IOMC 手引書は、まず、「ナショナル・プロファイル」の作成に際して留意すべき事項（例：ライフサイクル管理、省庁間調整、政府外関係団体の参画）および一般原則を提示している。そして、目的の達成に適した作業体制の準備の仕方および「ナショナル・プロファイル」の標準的な構成と内容を定めている。

「ナショナル・プロファイル」の標準的な構成と記載内容とは、まず、手引書が提示する視点から化学物質管理の管理能力と体制に関する現状を整理し、それぞれの視点で得られた分析結果を要約して改善のためのフォローアップ活動を特定することである。そして、「ナショナル・プロファイル」の要約に記載すべき事項は表４のとおりとなっている。

現状分析の主な視点をあげると、法律的・規制的基盤、省庁間協力、情報管理基盤、技術的基盤、教育プログラムおよび人材・財政的資源である。つまり、化学物質の管理に必要な社会システムや人材・資金の適正さを全体的に査定して、管理能力を向上させるために取り組むべき課題を抽出することである。

4. IFCS 各省庁連絡会議作成の「ナショナル・プロファイル」の概要

一方、IFCS 各省庁連絡会議が作成した「ナショナル・プロファイル」の目次および記載内容（序論と要約による）は、それぞれ表５および表６のとおりである。その目次構成は UNITAR/IOMC の手引書に準じているとしているものの、その記載内容は、IFCS 各省庁連絡会議を構成する省庁に係わる範囲での事実事項の紹介に止まっており、しかも、UNITAR/IOMC の手引書が推奨する視点からの現状分析は行われていない。いいかえると、この「ナショナル・プロファイル」は、アジェンダ 21・第 19 章のプログラム領域 E に係る日本の取組みとしての

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

必要条件を全く満たしていない。

表４　ナショナル・プロファイルの要約に記載すべき現状分析事項等

・化学物質の製造、輸入、輸出および使用に関係する優先的懸念事項の確定
・国の法律的および規制的基盤の分析結果
・進行中の政府プログラムおよび省庁間協力の分析結果
・産業、利害関係団体および研究機関が行う化学物質管理およびリスク削減活動の分析結果
・国の化学物質情報管理基盤の分析結果
・技術的基盤の分析結果
・国際的政策イニシアティブおよび技術支援プログラムの実行の分析結果
・労働者および国民の認識向上および教育の国のプログラムの分析結果
・利用できる人材および財政的資源の分析結果
・ナショナル・プロファイルの主要知見を実行するために推奨されるフォローアップ行動

さらに、IFCS 各省庁連絡会議を構成する省庁に係わる事実事項の紹介に関しても網羅的になっていない。例えば、第３章の「化学物質の生産、輸入、輸出及び使用に関する問題」には、厚生労働省の人口動態統計と経済産業省調査による事故例の紹介しか記載されていない。また、第４章３項の「化学物質の管理のための主な取組及び手続」としては、化審法に基づく届出等、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出等、および PIC 条約や POPs 条約への対応が紹介されているが、労働安全衛生法や毒物・劇物取締法、その他法令による届出等に関する紹介が記載されていない。そのうえ、既存化学物質の安全性点検、化学物質等安全性データシート(MSDS) の交付制度といった主な管理要素ごとの管理の実態に関する記載がないため、日本の実情を反映した報告書になっていない。

表５　IFCS 各省庁連絡会議の「ナショナル・プロファイル」の目次

序論	要約
第 1 章	背景情報：人口統計、政治構造、製造業・農業部門など
第 2 章	化学物質の生産、輸入、輸出及び廃棄
第 3 章	化学物質の生産、輸入、輸出及び使用に関する問題
第 4 章	化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み
第 5 章	化学物質管理に係る省等
第 6 章	産業、公益団体及び研究機関による活動
第 7 章	省庁間等の調整及び協調の仕組み
第 8 章	データへのアクセス及び活用
第 9 章	技術的基盤
第 10 章	国際協調
第 11 章	労働者及び一般の人々への普及啓発
第 12 章	化学物質管理に用いられる報告書及び論文
附属書１，２，３，４	

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

表６　日本の「ナショナル／プロファイル」の記載内容

序論の記述内容:

ナショナルプロファイルの策定に係る国際的取決めの経緯（アジェンダ21、IFCS第Ｉ回フォーラムなど）の他、以下のことを記述

＊IFCS各省庁連絡会議メンバーを中心に編集委員会を設置

＊UNITARガイダンスドキュメントを参考にして作成

＊化学物質管理に係る事項のうち、IFCS各省庁連絡会議メンバーである各省に係る事実事項を中心に記述

＊化学物質管理について日本における包括的な記述の初の試み

＊国内の関係者はもとより、諸外国、特に開発途上国において、化学物質管理に取り組む際の参考として活用を期待

要約の記述内容:

化学物質管理に係る事項のうち、各章及び附属書に記述したIFCS各省庁連絡会議メンバーである各省に係る事実事項その他を紹介

5.「ナショナル・プロファイル」の今後の活用のあり方

IFCS 各省庁連絡会議が作成した「ナショナル・プロファイル」は、このような内容の「ナショナル・プロファイル」であるが、結果的に現行の化学物質管理体制の改善すべき点を明らかにしている。その一つは、第 7 章１項の「省庁間等の調整と協調の仕組み」に典型的にみられる。この項には、「内分泌かく乱化学物質問題関連省庁課長会議」、「HPV 各章連絡会議」、「GHS 関係省庁連絡会議」など、９件もの省庁連絡会議が列記されている。このことは、政府が新たな課題に対処する際に現行の法律体系の枠内で処理することに強く拘っている姿を浮き彫りにしている。しかし、化学物質管理対策を効率的かつ効果的に遂行するためには、社会の変化や技術の進展に照らしてこうした法律体系の現状を抜本的に見直し、体系そのものを大幅に改善する必要がある。つまり、UNITAR/IOMC の手引書が強調するように、省庁間の調整と統合の理念の下での「ナショナル・プロファイル」の策定とそれに基づく改善行動が不可欠である。しかも、化学物質総合管理への世界的取組みがバイア宣言および SAICM によって今後計画的に推進される状況を考えると、日本の抜本的変革への取組みは極めて緊急性の高い国家的課題である。

(1)「ナショナル・プロファイル」による現状分析および改善方策検討の視点

「ナショナル・プロファイル」とそれに基づく改善行動計画の策定は、上述したようにアジェンダ 21・第 19 章に掲げられた各国の重点課題であり、今後、この課題に取り組むためには、まず IFCS 各省庁連絡会議が作成した「ナショナル・プロファイル」を我が国の現状をより正確に反映したものに改訂する必要がある。そして化学物質管理体系の現状について、非効率な点、重複した点、不足した点、さらには管理能力の強化(capacity building)が特に必要な点などを、前述した UNITAR/IOMC の手引書が推奨する視点、さらには表７に示す化学物質総合管理の基本条件の視点に立って抽出する必要がある。

なお、表７に示す化学物質総合管理の基本条件は、アジェンダ 21／第 19 章により世界的に取り組まれている化学物質管理の適正化の必要・十分条件を簡潔に整理したもので、著者らはこれを「リスク原則」を中核とする「総合管理原則」と称している。これらの 7 条件はいずれも適正管理の基礎であり、「ナショナル・プロファイル」による現状分析における法律的・規制的基盤、省庁間協力、情報管理基盤、技術的基盤、教育プログラムおよび人材・財政的資源の

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

それぞれについて、この「リスク原則」の各項に則って考察する必要がある。

表７　化学物質総合管理の基本条件（総合管理原則）

1. 実態に則した管理(リスク原則)
   ハザードのみならず曝露も加味したリスクの評価を基礎とする管理
2. 科学的方法論による評価と管理
   科学的知見と論理的思考に依拠した評価と管理
3. 国際調和の尊重
   国際的に調和のとれた方法論や制度の尊重
4. 当事者の主体的管理の重視
   曝露の個別実態に則した自主管理の重視
5. 情報の共有
   リスクの評価や管理に必要なハザード情報や曝露情報の共有
6. 知的基盤の整備
   科学的知見の充実と集大成･体系化
7. 人材の育成と教育の充実

（2）総合的視点の必要性

また著者らは、化学物質管理の適正化の実現のためには、アジェンダ 21・第 19 章の 6 つのプログラム領域に掲げられた個々の課題に個別に対処するのでなく、相互に関連付けながら、全体的に取り組む総合管理の視点が最も合理的かつ効果的であると考える（星川他, 2005a)。この考え方は UNITAR/IOMC 手引書における「調整され統合された管理アプローチ」の理念とも合致し、その基本的体系は図 1 のように表すことができる。

図１は、社会に流通する化学物質の科学的方法論に基づくハザードや曝露、リスクの評価とリスクの管理、ならびにそれぞれのコミュニケーションに係る主な管理要素を体系的に示したもので、これらの要素は相互に関係している。したがって、一つの要素のあり方を考察する際には他の要素との関連性にも常に留意する必要がある。

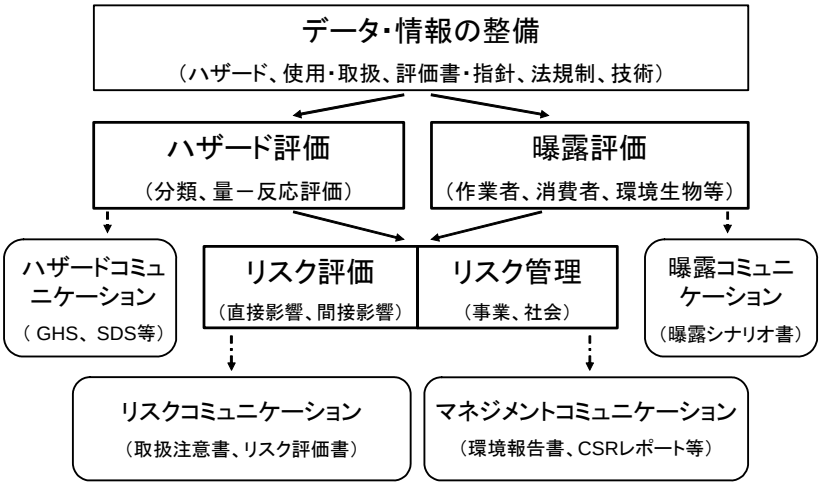

図１　化学物質総合管理の体系

（3）現行法律体系の枠組み変革のポイント

著者らは、表７および図１の条件に適合する化学物質管理体制を構築することにより、現在の化学物質管理能力を格段に改善する道が開かれると考える。その一つの具体的方策は、前報

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

で提唱したように、労働安全衛生、製品安全、環境保全などの管理の視点に係わらず、社会に流通する全ての化学物質のリスク管理に共通するハザード評価（初期リスク評価を含む）およびハザードコミュニケーション制度（ハザード分類、表示、安全性データシート）を一元的に運用しうる体制への変革である（星川他, 2005a)。特にハザード評価およびハザードコミュニケーション制度を重視する理由は、表８に示すように、化学物質に固有の性質であるハザードは科学的に一義的に評価できること、ハザード評価の方法論やハザードコミュニケーション制度の国際調和が最も進展していること、ならびにハザード評価を適切に行うためには、レギュラトリーサイエンスに精通した専門職業人（プロ：Professional）の糾合が不可欠であるからである。しかるに現状においては、これらは表９に示すように複数の法規に分散しており、国民に分かり難く、国内外の事業者に不要な負担を強いているだけでなく、関連事項の国際協調活動への対応においても先進諸国に後れをきたす結果となっている。

表８　ハザード評価および関連コミュニケーション制度の一元化を重視する理由

1. ハザードは科学的に一義的に決まる化学物質に固有の特性。
2. ハザードは化学物質管理に係わる全ての者にとって普遍的で必要不可欠な共通情報。
3. ハザード関連制度は国際調和が最も進展。
4. ハザード評価・ハザードコミュニケーションの統合は、化学物質総合管理の効果を高め、情報の共有化により効率を向上。
5. ハザード関連制度が複数の法律・省庁に分散は、国際的ガイダンスへの統一的な対応に不利。
6. ハザード評価能力の強化には、基礎科学からレギュラトリーサイエンスに至る学術分野の糾合が必要不可欠。

⇩

これら制度の運用は、現在のような省庁間調整方式でなく、現行法律体系の枠組みそのものを改変して対処すべき。

表９　ハザード関連制度の分散状況

制度	関連する法律等
分類・表示制度	消防法、化学物質審査規制法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法、海洋汚染・海上災害防止法、　家庭用品規制法、農薬取締法、その他
SDS交付制度	化学物質審査規制法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法
新規化学物質届出制度	化学物質審査規制法、労働安全衛生法
既存化学物質点検制度	化学物質審査規制法、労働安全衛生法
既存化学物質初期リスク評価制度	OECD・HPV(高生産量化学物質)初期評価プログラム ICCA/HPVイニシアティブ、JAPANチャレンジプログラム 化学物質初期リスク評価プロジェクト（経産省） 化学物質環境リスク初期評価プログラム（環境省）

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日

6. おわりに

著者らは前報において、日本の化学物質管理を適正化するためには、ハザード評価やハザードコミュニケーションに係わる各種制度を一元化する「化学物質総合管理基本法」を制定し、併せて、初期リスク評価を含めたハザード評価を集中的に実行する独立評価機関を設置する必要があることを提唱した(星川他, 2005a)。そして今後、化学生物総合管理学会の法制研究会の活動として「ナショナル・プロファイル」に準じた現状分析を行い、その結果に基づき具体的改善策を立案する計画を述べた。現状分析および改善策の検討における主な検討事項は、UNITAR/IOMC 手引書および化学物質総合管理の基本条件を参考とすれば表１０のようになる。そして、こうした視点からの現状分析と改善方策の検討は、政府が策定した「ナショナル・プロファイル」に記載される事実事項を足掛かりとして、早急に取り組むべき課題であると考えている。

表１０　「ナショナル・プロファイル」の現状分析等の主な検討事項

1. 法律体系の現状と適正なあり方
   （1）ハザード評価とハザードコミュニケーションに係る各種制度
      例：新規化学物質届出制度、分類・表示制度、SDS(安全性データシート)交付制度
   （2）省庁間連絡会議方式
2. ハザード、曝露およびリスクに係る評価技術基盤の現状と適正なあり方
3. ハザード、曝露およびリスクに係る情報管理基盤の現状と適正なあり方
4. 人的基盤および人材育成の現状と適正なあり方
5. 財政基盤の現状と適正なあり方

なお本報文は、日本リスク研究学会の第 18 回研究発表会での発表（星川他, 2005b）に加筆・修正したものである。

参照資料：

- IFCS (2003) Intergovernmental Forum on Chemical Safety, President's Progress Report. Bangkok, 1 November 2003
- UNITAR/IOMC (2004) "Developing and Sustaining an Integrated National Programme for Sound Chemicals Management" Guidance Document, January 2004 Edition
- UNITAR Website: http://www.unitar.org/cwm/a/np/status.htm
- IFCS 各省庁連絡会議（2003)「化学物質の管理に関するナショナル・プロファイル」平成 15 年 10 月（http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/inter/ifcs/ifcs.html）
- 星川欣孝，増田優（2005a) "化学物質管理能力の抜本的強化構想 - 化学物質総合管理体系への枠組みの変革 - " 化学生物総合管理 1(2): 271-279, 2005 (http://www.cbims.net/doc/page1.cgi)
- 星川欣孝，増田優（2005b）"「ナショナル・プロファイル」にみる化学物質管理適正化の緊急性" 日本リスク研究学会第 18 回研究発表会 講演論文集 Vol.18 p.171-176, 2005

化学生物総合管理　第 2 巻第 1 号 (2006.6) 25-34 頁
連絡先：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 E-mail: hoshikawa.yoshitaka@ocha.ac.jp
受付日：2006 年 3 月 23 日　　受理日：2006 年 5 月 29 日